

自民党「道州制推進基本法案骨子案」に意見書送りましょう。

14年通常国会への提出が見送られた「道州制推進基本法案」について関西州サイバー議会と関西州ねっとわーくの会の評価と意見を取りまとめ、自民党道州制推進本部長宛に送りましょう。送付時期は15年1月下旬の通常国会開幕前を目途にしたいと思います。同法案については来年の統一地方選挙後に通常国会への提出の動きを見せるものと思われるのですが、当会の考え方をこの際示すいい機会になるのではないかと考えます。下記の法案の各論点について1論点100字以内で評価と意見を記述して下さい。年内に3回程度検討会議を行いたいと思います。道州制国民会議の民間版をめざすものです。9月のサイバー議会総会は、その第1回検討会議にしてはどうでしょうか。

<基本法案の論点>

第1回検討会議（9月）

○前分

- ▼「地方分権の推進は現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達している」
- ▼「道州は地域の経営主体として経済成長を担い、雇用を確保し、地方圏への人口の流れを創出するなどにより時代の変化に対応する力を生み出していかなければならない」
- ▼「基礎自治体は住民に身近な地方公共団体として行政サービスを地域住民の自治を基盤として提供していかなければならない」
- ▼「道州制の全体像を国民に提示し、地方や各分野における意見を十分に踏まえ国民的な議論を開始する必要がある」

○総則3 基本理念

- ▼国の役割及び機能の改革の方向性
- ▼国家機能の集約及び強化
- ▼道州は国家機能の一部を担い国際競争力を有する地域経営の主体として構築
- ▼基礎自治体の権限、事務
- ▼国と地方を通じた徹底した行政改革
- ▼東京一極集中を是正、多様で活力ある地方経済圏を創出

第2回検討会議（11月）

○総則4 道州制の基本的な方向

- ▼東京都のあり方
- ▼道州は基礎自治体における地域コミュニティの維持及び発展が可能となるように配慮
- ▼道州及び基礎自治体の議会の議員及び長は住民が直接選挙する
（長の選出は直接選挙か議会による間接選挙か、議員定数の規模・選挙区）
- ▼道州の事務の事務に関する国の立法は必要最小限に限定、道州の自治立法権限を拡充
- ▼国の行政機関は地方支分部局を含め再編もしくは合理化、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は極力縮小（分離型分権か、融合型分権か）
- ▼道州及び基礎自治体に必要な税源付与、税源の偏在是正のための財政調整制度

第3回検討会議（12月か1月）

○道州制推進本部

○道州制国民会議

▼「道州制国民会議は、委員30人で組織。委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに優れた識見を有する者のうちから総理大臣が任命する」

▼国民会議へ諮問の重要事項

ア 道州の区域、事務所の位置その他道州の設置に関すること

イ 国、道州及び基礎自治体の事務の分担に関すること

ウ 国の行政機関の再編並びに国の道州及び基礎自治体への関与のあり方に関すること

エ 国の立法権限並びに道州及び基礎自治体の自治立法権現並びにその相互関係に関すること

オ 道州及び基礎自治体の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関すること

カ 道州及び基礎自治体の公務員制度並びに道州制の導入に伴う公務員の身分の変更に
関すること

キ 道州及び基礎自治体の議会のあり方及び長と議会との関係に関すること

ク 道州及び基礎自治体の名称その他の組織に関すること

ケ 基礎自治体間の事務の共同処理、道州による基礎自治体の事務の代行等基礎自治体の
事務の補完のあり方に関すること

コ 基礎自治体における地域コミュニティの役割に関すること

サ 首都及び大都市のあり方に関すること

シ 都道府県の事務の道州及び基礎自治体への移譲継承手続その他道州制の導入に伴い
検討が必要な事項に関すること

○必要な措置

▼「政府は道州制国民会議からの答申があったときは、道州制に関する国民的な議論を踏ま
え速やかに法制の整備その他の必用な措置を講ずるものとする」

（修正前は2年を目途に法制化と明記されていた）

▼論点その他についての補充検討

※重要事項の12項目については、それぞれについて意見を書いてください。

意見書は3回に分けて送っていただいて結構です。

関西州サイバー議会 関西州ねっとわーくの会 高松 義直

意見書送信先 I C C 4 9 7 1 5 @ n i f t y . c o m

〒630-8256 奈良市奥芝町3-2

F A X 0 7 4 2 - 2 7 - 3 3 3 9